

加東市求職者等に対するセクシャル・ハラスメント防止方針

令和8年9月 策定

1 市の方針

加東市では、採用活動、インターンシップ、実習その他の求職活動に参加する求職者や実習生等(以下「求職者等」という。)に対するセクシャル・ハラスメント行為を一切許容せず、すべての求職者等が安心して求職活動等ができるよう、必要な措置を講じます。

2 求職者等に対するセクシャル・ハラスメントとは

「求職者等に対するセクシャル・ハラスメント」とは、事業主が雇用する労働者による「性的な言動」によって、求職活動等が阻害される次のような行為を指します。

- ・性的な事実関係、交際関係、婚姻予定等を尋ねること
- ・性的な内容の情報を意図的に流布すること
- ・性的な関係を強要すること
- ・望まない食事や交際に執拗に誘うこと
- ・必要なく身体に触ること
- ・わいせつな図画を配布すること 等

3 求職活動等におけるルール

上記のようなハラスメントを防止するため、求職活動等に関するルールを次のとおり定めます。

- (1) 面接、実習等は適切な時間帯、透明性の高い公的な場所等で行います。
- (2) 面接等は原則として複数名の職員で対応し、密室での一对一の状況を回避します。
- (3) 求職者等とのやりとりについては、公用アドレスでのメール又は電話連絡のみとします。

4 対応及び再発防止

求職活動等におけるハラスメントに関する相談があった場合は、事実関係を迅速かつ正確に確認のうえ、厳正に対応し、再発防止に努めます。なお、求職者等に対してハラスメントを行った職員に対しては、懲戒処分を含む厳正な措置を講じます。

5 相談窓口

求職活動等におけるセクシャル・ハラスメントに関する相談等は、下記の相談窓口へお問い合わせください。

◆加東市まちづくり政策部人事課 Tel:0795-43-0412

6 プライバシー保護と不利益取扱いの禁止

関係者のプライバシーや名誉、その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を厳守します。また、ハラスメントに関する相談や調査協力を行ったこと等を理由として、求職者等や職員が不利益な取扱いを受けることは一切ありません。